

参考資料

自治基本条例の 検証作業について

令和4年3月24日（木）午後6時～

自治基本条例とは・・・

- 地方自治体の最高位の条例
本市・・・最高規範性を規定
- 地方自治の基本的な理念や原則を定める
本市・・・基本理念や参画及び協働の原則
情報共有の原則・財政自治の原則

条例の構成について・・・

第1章 総則

第2章 基本理念

第3章 基本原則

第4章 市民

第5章 議会

第6章 執行機関

第7章 市民参画及び協働

第8章 情報の共有

第9章 住民投票

第10章 総合計画

第11章 危機管理

第12章 他の機関との連携

第13章 推進及び見直し

全31条で構成

策定の経過について・・・

- 平成19年4月に「(仮称)阪南市自治基本条例(案)策定委員会を設置
- 16回の策定委員会の開催、シンポジウムの開催
- 平成20年12月に策定委員会を終え、平成21年6月に「自治基本条例」策定

条例改正の経過について・・・

- 条文に、条例施行の日から5年を超えない期間ごとに、見直す必要があるか検討を行う旨を規定
- 第3期自治基本条例推進委員会において条例の見直し検証を実施(平成27～28年度)



見直しの結果

- 条文を追加（協働の推進、危機管理）
- 条文の改正（条例の見直し）

検証作業の流れ

第1回推進委員会…令和3年7月29日
 ★第2回推進委員会…令和4年3月24日

| 第1回 済 | 第2回 済 | 第3回 済 | 第4回 | 第5回 | 第6回 | 第7回 | 第8回 |
|---|--|--|---|--|--|---|---|
| 11月5日 | 12月22日 | 2月10日 | 5月予定 | 7月予定 | 9月予定 | 11月予定 | 1月予定 |
| <ul style="list-style-type: none"> 作業の進め方について 検証作業に必要な調査事項、資料について（全条） | <ul style="list-style-type: none"> 前文～第12条 <ul style="list-style-type: none"> ①第2条 ②第7条 ③第10条 第11条 第12条 | <ul style="list-style-type: none"> 第13条～第16条 <ul style="list-style-type: none"> ①第13条 ②第15条 ③第16条 | <ul style="list-style-type: none"> 推進委員会の意見を踏まえた再検証（前文～第16条） 第17条～第20条 <ul style="list-style-type: none"> ①第17条 ②第19条 ③第20条 | <ul style="list-style-type: none"> 第21条～第26条 <ul style="list-style-type: none"> ①第21条 ②第22条 ③第23条 ④第24条 ⑤第25条 | <ul style="list-style-type: none"> 第27条～第31条 <ul style="list-style-type: none"> ①第27条 ②第28条 ③第29条 | <ul style="list-style-type: none"> 前文～第15条 再検証 | <ul style="list-style-type: none"> 第16条～第31条 再検証 |

検証作業について・・・

- ①社会的情勢に合わせて見直す必要性があるかどうか
- ②適正かつ円滑に運用されているかどうか
- 検証に必要な資料は、上記 2 項目を区別せず、条文の運用を確認できる資料を求めた
- 前文や理念、原則など、運用の状況を確認することが難しい条文は、その他各条文を検証していくことによって、その内容を確認していくこととした

第1章 総則・・・①

検証1 第2条 最高規範性

【必要資料】

◇ 条例改正後に策定された条例

【部会としての検証結果】

⇒ 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく

第1章 総則・・・②

検証1 第2条 最高規範性

【検証部会の意見】

◇自治基本条例の最高規範性については、しっかりと整合性を図るよう意見を付した方がよい。

【検証結果の具体的な説明】

- ◇他の条例等の制定、改廃、解釈の運用について、自治基本条例との整合性を引き続き図ること
- ◇職員においても、自治基本条例の趣旨を尊重し、事業の立案・実施・評価に努めること

第3章 基本原則・・・①

検証2 第7条 財政自治の原則

【必要な資料】

- ◇行財政構造改革プラン改訂版
- ◇財政非常事態宣言を発出している他市町村の自治基本条例の改正等

【部会としての検証結果】

⇒ 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく

第3章 基本原則・・・②

検証2 第7条 財政自治の原則

【検証部会の意見】

- ◇ウェブサイトでの情報発信も良いが、目につくような情報発信も必要
- ◇財政運営においては、市民や事業者の声も聴いていく必要もあるのでは
- ◇市民側も意識を持つ必要がある

【検証結果の具体的な説明】

- ◇**財政状況の公表を工夫し、幅広い市民へ情報発信を行うこと**
- ◇**市民説明会などを活用し、情報提供の機会確保に努めること**
- ◇**開催時には、より多くの市民意見を傾聴する姿勢を持つこと**

第5章 議会・・・①

検証3 第10条 議会の役割、第11条 議会の責務、第12条 議員の責務

【必要な資料】

- ◇議会改革推進検討会の資料
- ◇議員が市民向けに発行している情報誌
- ◇市ウェブサイト記事（議会事務局ページ）
- ◇議会だより
- ◇議員のHPやSNSの状況

【部会としての検証結果】

⇒ 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく

第5章 議会・・・②

検証3 第10条 議会の役割、第11条 議会の責務、第12条 議員の責務

【検証部会の意見】

- ◇意思決定機関であることの認識を持つことが必要
- ◇議員も自治基本条例をしっかりと読み、意識してもらいたい
- ◇議会だよりは、引き続き、読みやすい紙面づくりを続けてもらいたい

【検証結果の具体的な説明】

- ◇**第10条**：行政の監視、監督だけでなく、意思決定機関であることをしっかりと認識すること
- ◇**第11条**：議会だよりについて、レイアウトを工夫しながら引き続き市民が読みやすい紙面づくりに努めること
- ◇**第12条**：阪南市におけるまちづくりの基本となる“自治基本条例”をしっかりと意識・活用すること

第6章 執行機関・・・①

検証4 第13条 市長の責務

【必要な資料】

- ◇市長懇談会の状況
- ◇「市政運営方針」要旨
- ◇行政評価報告書
- ◇職員研修計画
- ◇機構図
- ◇動く市長室の状況
- ◇総合計画の主要事業一覧
- ◇人材育成基本方針
- ◇阪南市クレド

【部会としての検証結果】

⇒ 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく

第6章 執行機関・・・②

検証4 第13条 市長の責務

【検証部会の意見】

- ◇業務に対する内部評価・外部評価の仕組みは大切
- ◇説明会など、市民への周知については、情報発信の工夫が必要
- ◇新しい情報や大事な情報を吸収できる場がしっかり設けられるとよい

【検証結果の具体的な説明】

- ◇行政経営方針に記載の取組項目を着実に実行するとともに、取組内容の市民への見える化に取り組むこと
- ◇事業や計画等の説明については、広報誌やウェブサイトだけでなく、広く市民に周知し、理解が得られるよう情報発信の工夫に努めること
- ◇事業実施にあたっては、協働の視点が重要となってくるため、研修を企画・立案するときは、中堅職員・管理職も対象に含め、座学だけにとどまらない研修となるよう工夫すること

第6章 執行機関・・・③

検証5 第15条 職員の責務

【必要な資料】

- ◇研修の実績報告書
- ◇人事交流の状況
- ◇行政評価報告書（第13条と同様）
- ◇職員研修計画

【部会としての検証結果】

⇒ 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく

第6章 執行機関・・・④

検証5 第15条 職員の責務

【検証部会の意見】

- ◇行財政改革に取り組む中、経営能力を身に着けることにより視野が広がる
- ◇市全体としてICT化は特に進めていく必要がある
- ◇コロナ禍により実施できていない研修について、あまり先送りにならないようにすべき
- ◇研修のフィードバックをしっかりと取り組んでいく必要がある

【検証結果の具体的な説明】

- ◇組織全体の能力を向上させるために、研修で学んだことを職場内で共有するように努めること
- ◇行財政改革を推進していくため、限られた資源の有効活用や、財源の確保、ICTの活用など、職員は知識、技能等の向上に努め、市長はそれを支援すること

第7章 市民参画及び協働・・・①

検証シート10P

検証6 第16条 市民活動団体

【必要な資料】

- ◇市民公益活動団体のリスト
- ◇30周年事業の表彰団体リスト
- ◇市民活動センター利用状況
- ◇市民活動センターだより
- ◇地域交流館パンフレット
- ◇NPO法人のリスト
- ◇NPO法人の認証状況
- ◇市民活動センターパンフレット
- ◇地域交流館利用状況
- ◇地域交流館だより

【部会としての検証結果】

⇒ 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく

第7章 市民参画及び協働・・・②

検証シート10P

検証6 第16条 市民活動団体

【検証部会の意見】

- ◇“市民公益活動団体”の活動状況の把握や更新作業をしっかりと行う必要がある
- ◇市民活動センターの発行物について、読み手側に誤解を与えるような表現は控えた方がよい
- ◇お金をかければ良いという事ではなく、工夫を行い市民活動団体の支援がしっかり続けられるような環境を整える必要がある

【検証結果の具体的な説明】

- ◇市民活動団体などの活動を安定して継続的に支援することができる市民活動センターとなるよう、市や市民も協力していくこと
- ◇“市民公益活動団体”の活動状況の把握や登録更新作業を定期的に行うこと
- ◇広報物は、必要な人が必要な情報を正確に得られるように工夫すること。また、直接動に取り組んでいない人にも見てもらえるような配布、発信の方法の検討を行うこと